

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成26年8月5日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 福祉バンク大館
- 3 代表者の氏名
櫻田 玲子
- 4 主たる事務所の所在地
大館市字三の丸103番地4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、大館市に在住する人に対して、各人のライフスタイルの中で、労働、時間に余裕のある時にボランティア活動を行い、自分や家族が困った時に手助けを受けるといふ、会員相互の労力や心の互助活動事業を行い、社会全般の福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更内容
 - (1) 事務所
 - (2) 目的
 - (3) 事業
 - (4) 会費